株主各位

臨時株主総会決議ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

決議事項

議 案 株式移転による完全親会社設立の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

従いまして、当社は国際石油開発株式会社と共同して商法第364条に定める株式移転により、完全親会社「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」を設立し、当社がその完全子会社となることを決定いたしました。

なお、株式移転による完全親会社設立の主な内容は、次のと おりであります。

(1) 「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が株式移 転に際して発行する株式の種類及び数

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が株式移転に際して発行する株式の種類及び数は、普通株式2,360,659.95株、甲種類株式1株といたします。ただし、株式移転をなすべき時期の前日までに当社及び国際石油開発株

式会社において自己株式の消却がなされた場合には、当該自己株式への割当分につき「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が株式移転に際して発行する普通株式の数を減ずるものといたします。

なお、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、 端株制度を採用するものといたします。

- (2) 当社及び国際石油開発株式会社の株主に対する株式の割当「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、株式移転に際して、株式移転をなすべき時期の前日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された当社及び国際石油開発株式会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対し、それぞれ次の比率で「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の株式を割り当てます。
 - ① 当社の普通株式を有する株主については、その所有する 普通株式1株に対し、「国際石油開発帝石ホールディン グス株式会社」の普通株式0.00144株の割合
 - ② 国際石油開発株式会社の普通株式を有する株主については、その所有する普通株式1株に対し、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の普通株式1株の割合
 - ③ 国際石油開発株式会社の甲種類株式を有する株主については、その所有する甲種類株式1株に対し、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の甲種類株式1株の割合

なお、当社は1,000株を1単元とする単元株制度、国際石油開発株式会社は端株制度を、それぞれ採用しております。

(3) 自己株式の消却

当社及び国際石油開発株式会社は、株式移転をなすべき時期の前日までの適切な時期において、当該時点においてそれぞれの有する自己株式の全部を商法の定めに基づき消却するものといたします。

- (4) 「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の資本の 額及び資本準備金
 - ① 資本の額:300億円
 - ② 資本準備金:株式移転の日に、当社及び国際石油開発株式会社に現存する純資産の合計額から、上

記資本の額及び(5)に定める株式移転交

付金の合計額を控除した額

(5) 株式移転交付金(株主に支払をなすべき金額)

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、株式移転に際し、株式移転をなすべき時期の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主及び登録質権者に対し、株式移転をなすべき時期後3ヶ月以内に、当社の利益配当に代えて、その所有する当社の普通株式1株に対して3円の株式移転交付金をお支払いいたします。ただし、株式移転交付金の額は、当社の資産・負債の状態、経済情勢の変化、その他の事情に応じ、当社及び国際石油開発株式会社の協議により変更することができるものといたします。

(6) 株式移転をなすべき時期

株式移転をなすべき時期は平成18年4月3日とし、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の設立登記申請も同日に行う予定であります。ただし、株式移転の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社及び国際石油開発株式会社の協議により変更することができるものといたします。

- (7) 株式移転の日までになす利益配当の限度額(株式移転の日 以前に配当金支払基準日が到来し、株式移転の日以後に配当 金が支払われる場合を含む。)
 - ① 当社は、平成17年12月31日の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主及び登録質権者に対し、その普通株式

1 株につき 4 円50銭、総額1,372,504千円を限度として、 利益の配当を行うことができるものといたします。

- ② 国際石油開発株式会社は、平成18年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対し、その普通株式及び甲種類株式それぞれ1株につき5,500円、総額10,559,081千円を限度として、利益の配当を行うことができるものといたします。
- (8) 「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が発行する甲種類株式

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、国際石油開発株式会社が同社定款に基づき現在発行している甲種類株式と同等の権利を有する甲種類株式1株を発行し、経済産業大臣に割り当てることといたします。

また、経営上の一定の重要事項(取締役の選解任、重要な 資産の処分、定款変更、統合、資本の減少、解散)の決定に ついて、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に 係る甲種類株主総会の決議を必要とする旨を定款に定めるこ とといたします。

(9) 「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役取締役は、松尾邦彦、磯野 啓、椙岡雅俊、黒田直樹、松野尚武、喜田勝治郎、藤井睦久、牧 武志、由井誠二、佐野正治、坂本明範、伊藤成也、若杉和夫、吉村尚憲、佐藤純二、平井茂雄の16氏であります。

なお、若杉和夫、吉村尚憲、佐藤純二、平井茂雄の4氏は、 商法第188条第2項第7号/2に定める社外取締役でありま す。 (10) 「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の監査役 監査役は、川 信雄、林 滋、佐藤 弘、辻 亨、 品川道久の5氏であります。

なお、川 信雄、佐藤 弘、辻 亨の3氏は、「株式会社 の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に 定める社外監査役であります。

(11) 「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役 及び監査役の報酬額

取締役の報酬総額は月額3,700万円以内、監査役の報酬総額は月額550万円以内といたします。

(12) 「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の会計監 査人

会計監査人は、新日本監査法人であります。

以上

株式移転手続のお知らせ

株主の皆様がご所有の当社株式は、株式移転の日(平成18年4月3日を予定)をもって「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」に移転し、株主の皆様は当社株式の代わりに「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が新たに発行する株式の割当を受けることとなります。割当比率は、当社普通株式1株につき「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の普通株式0.00144株の割合となります。

この割当交付のため、お手数ながら、株主の皆様には**ご所有 の株券をすべてご提出いただくことが必要となります**ので、2月下旬にお送りする予定の株券提出に関するご案内をご高覧のうえ、必要な手続をお取りいただきますようお願い申し上げます。

なお、「株券等の保管振替制度」のご利用等により株券をお 持ちでない株主の皆様には、上記株券提出に関するご案内に代 えて株式の取扱いに関するご案内をご送付いたします。